

給付型奨学金制度の創設について

1 制度創設の趣旨

大学など高等教育への進学に係る費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くのしかかっています。このような状況の中、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもたちが、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に向かって生きていくことのできる社会環境の構築が必要です。

この度、国におきまして特に経済的に厳しい状況にある方を対象に、平成29年度より一部先行して給付型奨学金制度を実施する予定ですが、本市におきましても生まれ育った環境に左右されることなく、教育の機会均等を図り、藤沢の子どもたちが将来に向かって希望をもって学んでいけるよう、国の制度を精査し内容を十分に踏まえた上で、さらに充実した制度となるように取り組んでまいります。あわせて、奨学金を受給中に実施する面談等のなかで藤沢に対する郷土愛や、やがて社会に出た際に、自分の生まれ育った藤沢市に貢献する気持ちを醸成できるよう、給付型奨学金制度を実施していきます。

2 給付対象者

本事業の対象者については、申請基準日時点で藤沢市に1年以上住民登録があり、以下の条件にあてはまる方を対象といたします。

(1) 世帯等の状況

①から③のいずれかに該当する方が対象となります。

①住民税非課税世帯の子ども

②生活保護受給世帯の子ども

③児童養護施設入所者または退所者

(2) 学力・資質要件

原則として高校2年次の学年末における評定平均が3.1以上で進学目的が明確であり、学習意欲が高い者

なお、申請時期については、高校3年生の時点で申請することが基本となりますが、学ぶ意欲を支援するため20歳に達するまでの間、申請可能とします。

3 給付人数

1年度あたり3名程度

4 対象とする大学等

本事業の対象とする学校については、学校教育法に規定する大学（6年制を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程（専門学校）とします。

5 給付額等について

給付額については以下の金額を上限とし、奨学金は大学等の正規の修学期間内に給付します。

（1）給付額

- ①入学準備奨学資金（入学金相当） 1回 300,000円以内
- ②学費奨学資金（授業料相当） 月額 60,000円以内

<1人に対する給付金（最大）>

入学準備奨学資金	学費奨学資金				合計
	入学時	一年次	二年次	三年次	
30万円	72万円	72万円	72万円	72万円	318万円

（2）給付方法

- ①入学準備奨学資金（入学金相当） 入学前に本人口座に振り込み
 - ②学費奨学資金（授業料相当） 半期（6ヶ月）毎に本人口座に振り込み
- なお、毎年、世帯状況や学業の状況を確認し、継続給付の可否を決定します。

（3）給付の打ち切り、返還等について

大学等を退学、除籍等となった場合は、以降の給付を打ち切るとともに、給付した奨学金を返還請求いたします。

ただし、特段の事由により退学等となった場合は、奨学金給付審査委員会の決定に基づき、一部返還または免除とします。

（4）面談について

給付にあたっては、年4回程度予定している面談に必ず出席していただくことが条件となります。（面談場所は主に藤沢市役所内となります）

6 併給について

国、県または他の団体からの給付型奨学金との併給については不可とします。なお、既存の貸与型奨学金との併給は可能とします。

7 給付対象者の選考

給付対象者については、二次審査まで実施し、世帯の状況や学業に対する意欲等を確認の上、選考します。

- （1）一次審査・・・・・・世帯状況の確認、本人の成績
- （2）二次審査・・・・・・小論文、面接

8 奨学金給付審査委員会の設置

奨学金給付審査委員会を設置し、対象者の選考等を行います。

(1) 構成員（10名以下）

神奈川県立高等学校校長、藤沢市社会福祉協議会職員、公募委員、藤沢市立中学校校長、関係課職員等

(2) 所掌事務

- ①奨学金の給付対象者の選考に関する事
- ②奨学金の取消または返還に関する事
- ③その他、教育委員会が必要と認める事項に関する事

9 藤沢型の支援について

給付対象となった子どもについては、入学時から卒業までしっかりとしたフォローが必要不可欠です。このことから、本人の生活の状況等にあわせて福祉部・子ども青少年部の関連部署のケースワーカー等が3か月に1回程度面談を実施します。面談により生活の状況を把握し、状況に応じた相談、助言や福祉的サービスなどにつなげることで、本人が学業に十分に専念できる生活環境の確保を行います。

10 基金の設置について

給付型奨学金制度を継続的かつ円滑に実施していくためにも原資の確保は大変重要です。このため、教育の振興を図るための基金を設置し、広く市民や民間企業等からの寄付を募ります。

11 事業スケジュール（案）

平成30年度4月入学生から給付を開始します。（平成29年度予算）

<平成29年度>

- (1) 事業周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・4月以降
(ホームページ、広報ふじさわ掲載、チラシ配布)
- (2) 募集期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・4月～6月
- (3) 選考・・・・・・・・・・・・・・・・・・7月～9月
- (4) 奨学生の決定・・・・・・・・・・・・・・・・10月
- (5) 入学金の支払い・・・・・・・・・・10月～3月

<平成30年度>

- (6) 授業料の支払い・・・・・・・・・・前期分、後期分の年2回支払い

以 上

【参考】：国制度との比較

項番	項目	国制度	藤沢市案
1	対象校	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
2	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯を基準 ※平成30年度より本格実施 特に経済的に厳しい状況にある学生を対象として平成29年度から一部先行実施 ・私立・自宅外生 ・児童養護施設退所者 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯の子ども ・生活保護受給世帯の子ども ・児童養護施設退所者
3	学力・資質基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・学校推薦が基本 ・日本学生支援機構が示す成績基準等を参考に推薦基準は各校で規定 ・十分に満足できる高い学習成績を収めているもの ・教科以外の学校活動で大変すぐれた成果を収め、概ね満足できる学習成績を収めているもの ・進学 of 意欲・目的等に関するレポートを評価 ・高校生活での課題克服の経験の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校2年次学年末での評定平均が3.1以上 ・面接、小論文にて学業に対する意欲等を評価
4	授業料相当額の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・国公立自宅：2万円 ・国公立自宅外・私立大自宅3万円 ・私立自宅外4万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・学費奨学資金（授業料相当） 月額 6万円以内
5	入学準備金の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・入学時特別増額貸与奨学金（日本学生支援機構）、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金を利用 ・児童養護施設退所者は24万円支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学準備奨学資金（入学金相当） 1回 30万円以内
6	給付額の調整	国立大学の授業料減免制度を踏まえ、給付額を調整	同左
7	併給	貸与型奨学金との併給は可能	給付型との併給は不可、貸与型奨学金との併給は可能
8	給付後の確認	毎年度学業の状況等を確認	同左
9	廃止、返還	学業成績が著しく不振の場合、給付の廃止または返還を求める	大学等を退学、除籍等の場合は、以降の給付を打ち切り、給付した奨学金の返還を求める（理由により返還（全部・一部）、または免除）